

紛争処理機関の運営状況について
交通事故紛争処理センター

平成 16 年 2 月

平成16年2月27日

紛争処理機関の概要

(財)交通事故紛争処理センター

1. 設立の経緯と組織

別紙1及び別紙2のとおり。

2. 相談受付から審査までの手続き

別紙3のとおり。

3. 相談・斡旋・審査の現状

別紙4のとおり。

4. 自賠責審議会答申における指摘事項と対応

平成12年6月の自賠責審議会答申における指摘事項では、交通事故に係る紛争処理事案の増大に対応した当センターの処理体制の充実強化と一般への周知について指摘されておりましたが、当センターでは、これについて、以下のとおり対応しました。

(1) 体制の強化

- ① 平成13年10月に、急増する首都圏の紛争処理事案を処理するとともに北関東の居住者の利便性を配慮して、さいたま市に相談・斡旋を行う相談室を新規に開設、更に、同年11月にこれまで窓口のない北陸地方の金沢市にも相談・斡旋を行う相談室を、新規開設しました。
- ② そのほか、既設の本部・支部については、事案の増大に伴う相談設備（相談室の増室）の充実を札幌、福岡を除いて平成13年度から平成14年度に実施いた

しました。

- ③ 処理体制充実強化のため、相談担当（嘱託弁護士）を平成¹³年度から平成14年度に本部・支部等を併せて34人増員し、計171人体制で事案の処理に当たっております。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
i) 窓口の設置数	本部・7支部	本部・7支部 2相談室	本部・7支部 2相談室
ii) 相談室数	30室	42室	43室
iii) 相談担当嘱託 弁護士の配置数	137人	162人	171人
iv) 審査員の配置 数	44人	43人	42人
v) 新受相談件数	6,003件	6,317件	7,301件
vi) 相談（延）件 数	18,123件	19,044件	21,863件
vii) 和解成立件数 （内 審を経て締結）	3,644件 (351件)	3,836件 (410件)	4,709件 (497件)
viii) 審査件数	493件	532件	653件
ix)			

※ 各年度とも年度末現在の数値

(2) 周知活動

- ① 平成12年10月に当センターのホームページを開設、当センター利用者の約50%がこれにアクセスして利用している。
- ② パンフレット「利用ご案内」を充実改定するとともに、新たに「業務の概要」を作成して、地方自治体・公的な交通事故相談機関等関係行政機関・団体に配付し、当センターの活動やその利用のPRに努めている。
- ③ その他、地方自治体の広報誌への紹介記事の掲載やマスメディア等の取材に応じ

当センターの活動状況等の紹介記事を掲載してもらうよう努めている。

以上

設立の経緯等

1. 設立の目的

当センターは、交通事故関係者の利益の公正な保護を図るため、交通事故に関する紛争の適正な処理に資する活動を行い、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に設立されました。

2. 設立の経緯

昭和40年代後半において多発する交通事故に伴って、その被害者が増加しましたが、保険等の知識不足や交渉ごとに不慣れなため、不利益を被る被害者が少なくありません。

このような争いごとは、裁判による解決が最も確実ですが、複雑な訴訟手続きや判決まで長期間を要するとともに、高額な費用等の関係から敬遠されている状況にありました。

このような状況から、昭和48年10月、東京に、従来からある単なる交通事故相談から一步踏み込んだ紛争解決まで行う「交通事故裁定委員会（委員長元東京大学総長 加藤一郎氏）」を設立、続いて、昭和50年3月に名古屋支部を開設いたしました。

その後、この組織の中立・公正な立場をより明確にするため、当時の総理府の許可を受け、「財団法人交通事故紛争処理センター」を設立し、それ以降の昭和50年代後半までに日本弁護士連合会の協力を得て、全国に7支部、平成13年に2相談室を開設して現在に至っております。

3. 法人の性格等

①当センターは、民法第34条の規定に基づき設立された財団法人（公益法人）

②許可（監督）官庁は、総理府（現内閣府）

③設立年月日は、昭和53年3月15日

④事務所の所在地

*主たる事務所（本部）は、東京都新宿区西新宿2-6-1新宿住友ビル44階

*従たる事務所（支部）は、札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡市に所在する7支部

*その他の事務所は、さいたま市及び金沢市の2相談室

4. 法人の運営

①基本財産は、3,000万円

②運営財源は、当センターの中立性を明確にするため、自動車損害賠償責任保険法等に基づいて民間（損害保険会社、JA共済、全労済）の保険（共済）の運用益から拠出された寄附金が充てられております。

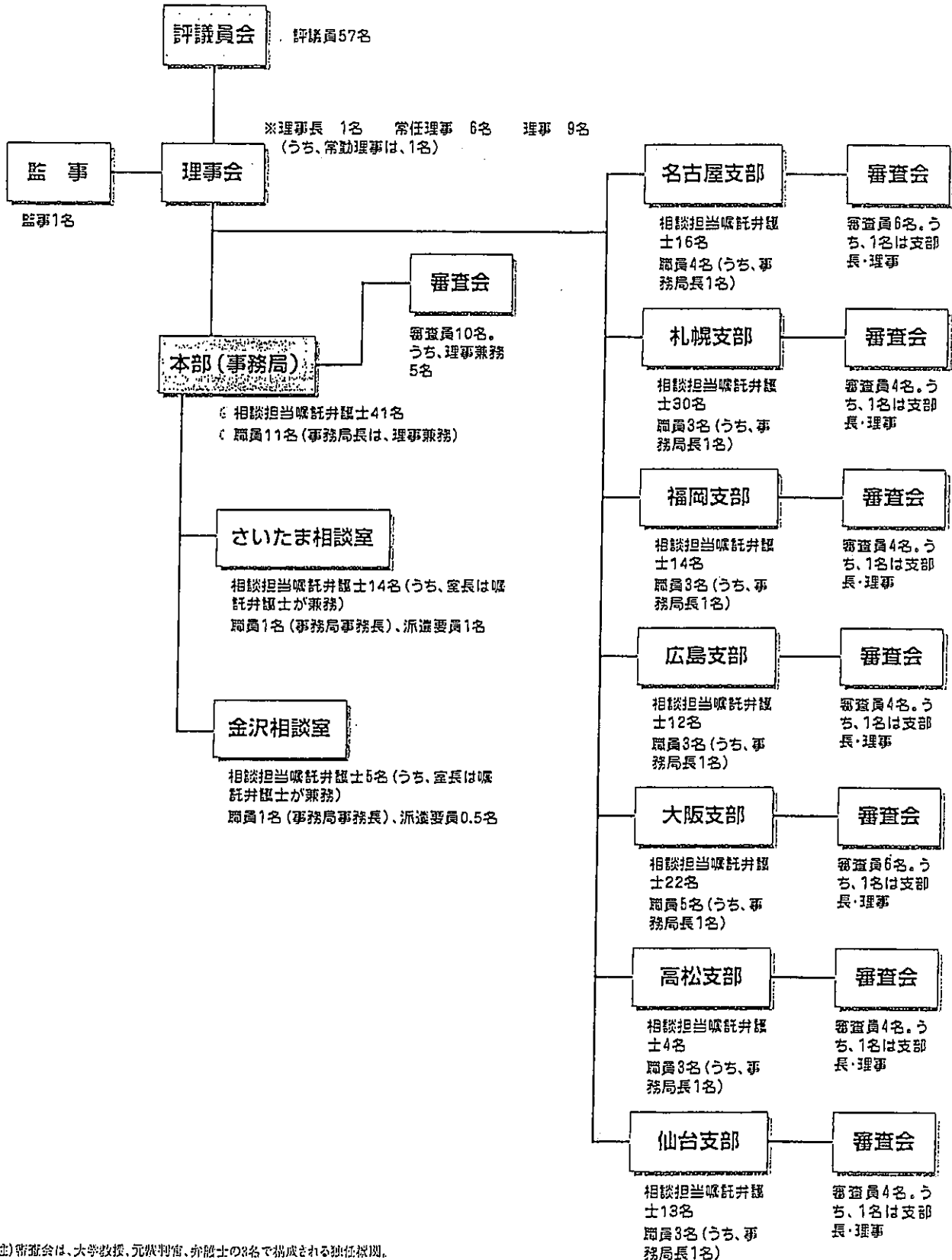
③役職員（平成15年3月31日現在）

*役員は、理事長（森脇昭夫）のほか、理事15名、監事（公認会計士）1名

*評議員は、57名

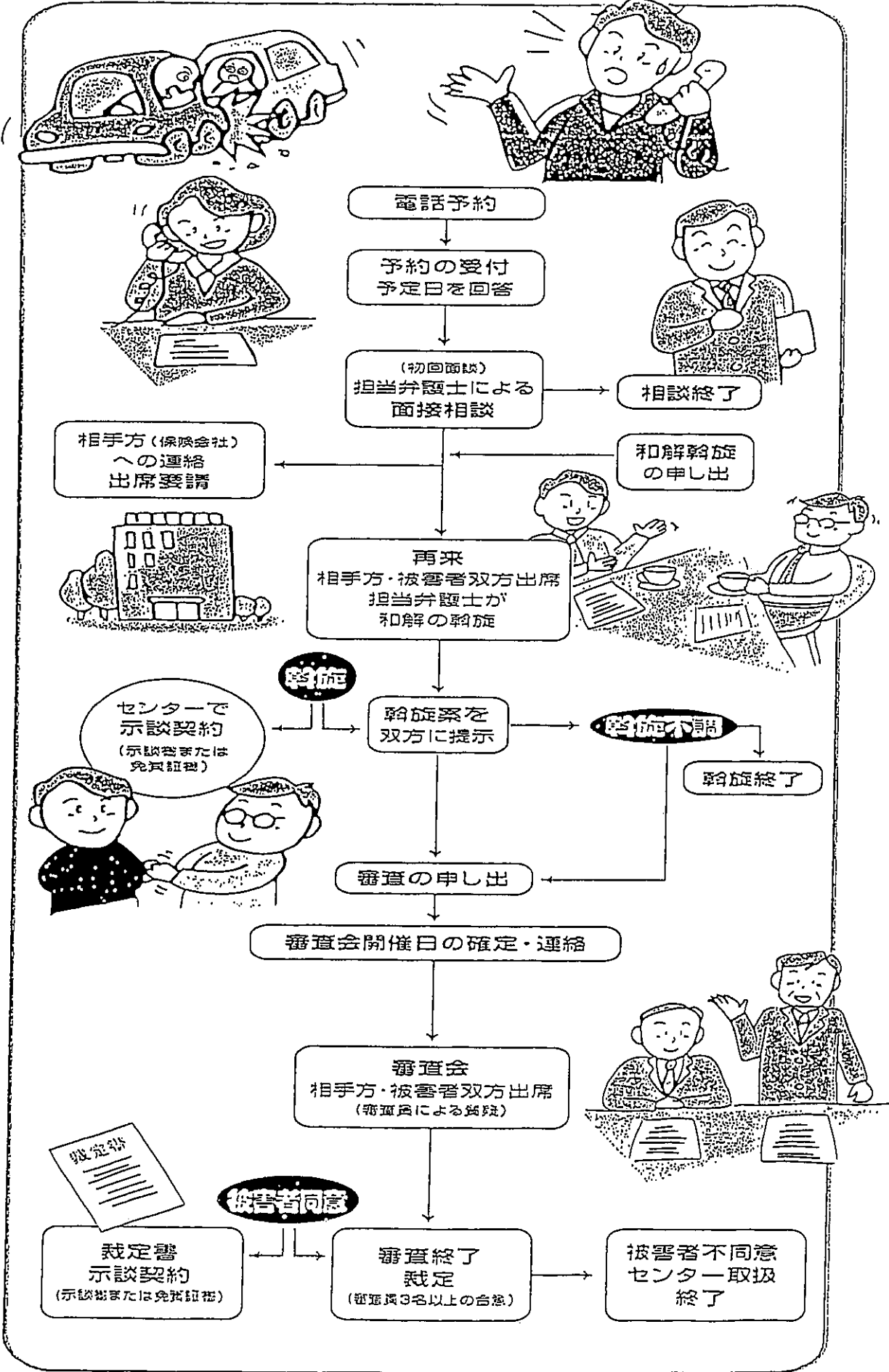
*審査員は、42名、嘱託弁護士は、171名

*職員は、38名



(注)審査会は、大学教授、元裁判官、弁士の3名で構成される独立機関。

相談受付から審査までの手続き

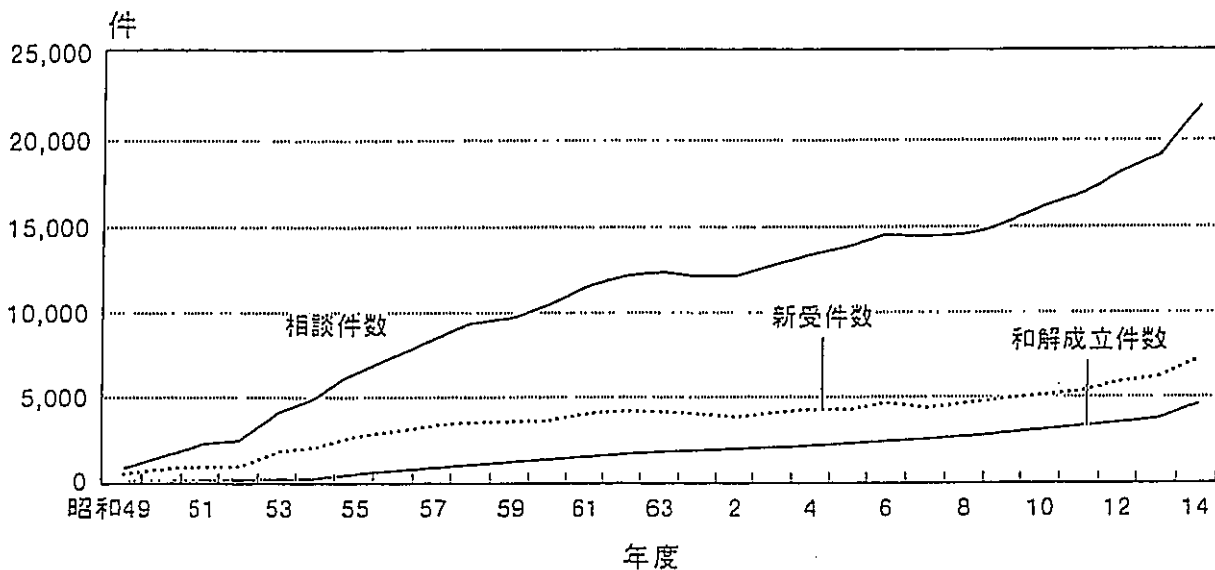


Ⅳ. 相談・和解斡旋活動

当センターでは、交通事故当事者からの申込みを受けて、交通事故の損害賠償等の紛争の迅速な解決を目的に、公正・中立な立場で相談（和解に関する相談を中心として行う。）・和解斡旋（寄附行為第4条第1項及び第2項の事業）を行っておりますが、平成14年度の活動実績は以下のとおりです。

なお、当センターは、「交通事故裁定委員会」設立後、これまでの28年間に、約11万件を超える相談・和解斡旋の申込みを受け、このうち約5万4千件について和解を成立させております。

図1 相談件数等経年推移



2. 審査活動

当センターの審査会は、いわば裁判の2審に当たるもので、嘱託弁護士による和解斡旋が不調に終わった場合、当事者双方のどちらからでも審査を申立てることができますが、審査になじまない事案は、その対象とはしないこととなっております。

審査は、法律を専門とする大学教授、元裁判官及び経験豊富な弁護士で構成する審査会で行われます。

この審査会は、当センターの本部及び名古屋、札幌、福岡、広島、大阪、高松、仙台の各支部に設置しており、さいたま及び金沢相談室には設置されていません。

審査活動の実績は、当事者間における紛争内容の複雑・多様化に伴って、審査件数・審査会開催回数とも増加の傾向にありますが、平成14年度はその増加が著しく、件数で前年度より121件（22.7%）多い653件に上り、審査会開催回数も789回（前年度比較91回、13.0%増）となっております。

一方、審査結果についてみると、審査件数のうち、審査によって和解が成立した件数は497件（76.1%）、審査継続中のものが116件（17.8%）、審査申立の取下げ又は打切り（和解不調等）等が40件（6.1%）となっております。

また、審査会設置支部ごとの実績は、次表のとおりとなっております。

図8 審査会開催回数

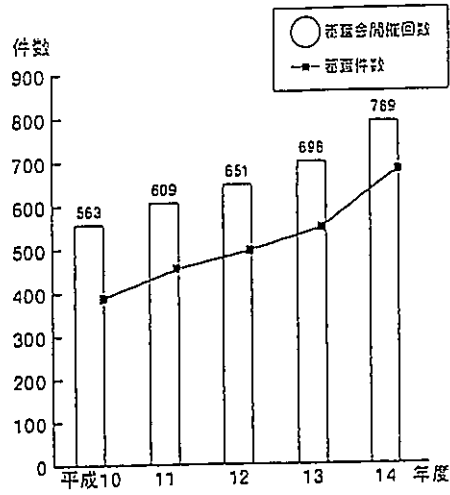


表2 審査件数等の状況 (平成14年度)

(単位：件)

区分	本部	大阪	名古屋	福岡	札幌	仙台	広島	高松	計
審査会開催回数	161	124	182	96	68	85	40	33	789
審査件数	219	146	138	41	30	44	25	10	653
和解成立件数	162	101	125	28	20	32	19	10	497
審査係属中件数	48	28	7	9	10	10	4	0	116
取下・終結件数	9	17	6	4	0	2	2	0	40

(財)交通事故紛争処理センター

(東京・大阪・名古屋・福岡・仙台・札幌・

広島・高松・さいたま・金沢)

平成14年度 取扱事案分類

(単位：件)

項目	年 月		項目	年 月	
	14年4月～ 15年3月	前年 同期		13年4月～ 14年3月	前年 同期
1. 相談件数	21,863	19,044	4. 新受来訪者の相談内容		
新規	7,301	6,317	(対人) 和解斡旋依頼	4,827	4,097
再来	14,562	12,727	賠償請求額	4,587	3,904
2. 新受来訪者の内訳			後遺障害	527	595
被害者側	6,224	5,495	過失割合	485	515
加害者側	106	100	一般的相談等	693	660
被加判別難	7	2	(対物) 和解斡旋依頼	1,644	1,428
被加双方	964	720	賠償請求額	681	566
計	7,301	6,317	過失割合	1,280	1,126
3. 新受に関する 保険加入状況			一般的相談等	137	132
(対人) 自賠償のみ	130	143	5. 事案終結について		
自賠償+任意保険	5,394	4,611	示談成立	4,709	3,836
任意保険のみ	8	12	審査会移行	564	449
無保険	14	10	司法手続・法律扶助協会 弁護士会等紹介	205	164
その他	15	8	損害額を算定し、 相手方との解決手続教示	308	325
(対物) 任意保険	2,217	1,885	取り下げ・斡旋不調	1,073	980
無保険	120	138	その他	673	552
その他	6	3	計	7,532	6,306
計	7,904	6,810			

示談成立に至るまでの来訪回数(示談成立件数:4,709件)

回数	件数	%	回数	件数	%
1回	281	6.0	5回	513	10.9
2回	938	19.9	6回	268	5.7
3回	1,275	27.1	7回	188	4.0
4回	916	19.5	8回以上	330	7.0

第115回自動車損害賠償責任保険審議会答申

(平成12年6月28日)

……「財交通事故紛争処理センター」関連部分の抜粋……

3 保険金支払の適正化のための措置

- (6) また、任意保険も含めた交通事故に係る当事者間の見解の相違や賠償金額等を巡る種々の紛争を処理する機関として、財交通事故紛争処理センターや財日弁連交通事故相談センターにおいて、弁護士等が中立的な立場から、無料法律相談や示談の斡旋、調停等を行っている。

これらの機関は、年間数万件にのぼる相談受付、斡旋等を行っており、全体として紛争の解決に有効に機能している。

ただし、これらの機関については、相談を行う拠点数や弁護士等の数が必ずしも十分でない、その存在が一般の人々に十分に周知されていない、といった問題点も指摘されており、今後、そうした点の充実について、当該機関等に要望したい。

また、そうした機関の運営に関する費用は、自賠責保険・再保険の運用益から拠出されているが、今後、運用益を活用した事業に係る後述のような見直しを行う中で、その増額を図っていくとともに、保険会社等においても、保険契約者や被害者に対して、そうした機関の一層の周知を図る等、必要な協力をしていくべきである。